

情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

○
平成24年11月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程の一部を改正する告示

情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成12年岩手県告示第885号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(申請書の提出) <p>第4条 資格審査を受けようとする者は、<u>知事が別に定める期間内に情報システム開発業務委託契約競争入札参加資格審査申請書</u>（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。<u>ただし、知事が適当と認める場合は、この期間外に提出することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、その都度申請書を提出することができる。</u></p> <p>(1) <u>第6条第1項の規定により作成した名簿</u>（以下「名簿」という。）に登載されていた者から営業用資産を継承した者</p> <p>(2) <u>名簿に登載されていた者が名簿に登載される際に所有していた営業用資産をもって設立した法人</u></p> <p>(3) <u>名簿に登載されていた法人が他の法人と合併</u>（当該法人が他の法人に吸収された場合を除く。）して成立した法人</p> <p>(4) <u>第8条第2号の規定により資格を失った後、新たに法令の規定による許可、指定、登録等</u>（以下「許可等」という。）を受けた者</p> <p>(5) <u>第9条第1項の規定により資格を取り消された場合において当該取り消された資格に係る名簿の有効期間が満了した者</u></p> <p>(資格基準等の公示) <p>第5条 知事は、<u>資格基準を定めたとき、及び前条第1項本文の申請書の提出期間を定めたときは、これを公示するものとする。</u></p><p><u>(名簿の有効期間)</u> <p>第7条 <u>名簿の有効期間は、2会計年度とする。ただし、2会計年度経過後翌2会計年度に係る名簿が作成されるまでの間は、前2会計年度の名簿をもってこれに代えるものとする。</u></p></p></p>	(申請書の提出) <p>第4条 資格審査を受けようとする者は、<u>情報システム開発業務委託契約競争入札参加資格審査申請書</u>（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、その都度申請書を提出することができる。</u></p> <p>(1) <u>第6条第1項の規定により作成した名簿</u>（以下「名簿」という。）に登載されていた者から営業用資産を継承した者</p> <p>(2) <u>名簿に登載されていた者が名簿に登載される際に所有していた営業用資産をもって設立した法人</u></p> <p>(3) <u>名簿に登載されていた法人が他の法人と合併</u>（当該法人が他の法人に吸収された場合を除く。）して成立した法人</p> <p>(4) <u>第8条第2号の規定により資格を失った後、新たに法令の規定による許可、指定、登録等</u>（以下「許可等」という。）を受けた者</p> <p>(5) <u>第9条第1項の規定により資格を取り消された場合において当該取り消された資格に係る名簿の有効期間が満了した者</u></p> <p>(資格基準等の公示) <p>第5条 知事は、<u>資格基準を定めたときは、これを公示するものとする。</u></p><p><u>(資格を有する期間)</u> <p>第7条 <u>資格者は、前条第1項の規定により作成された名簿に登録された日が、平成25年及び同年に2の倍数を加えた年（以下この条において「名簿作成年」という。）の4月1日以後の日である場合にあっては同日から同日の属する会計年度の翌会計年度の末日まで、名簿作成年以外の年の4月1日以</u></p></p></p>

	<p><u>降の日である場合にあっては同日から同日の属する会計年度の末日までの間、情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格（以下「資格」という。）を有するものとする。ただし、知事が必要と認める場合には、資格者が資格を有する期間を延長することができる。</u></p>
(資格の喪失)	(資格の喪失)
<p>第8条 資格者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、<u>情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格（以下「資格」という。）</u>を失うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法令の規定により<u>許可等</u>を必要とする業務につき、当該<u>許可等</u>の取消し等の処分を受けたとき。</p>	<p>第8条 資格者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、<u>資格</u>を失うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法令の規定により<u>許可、指定、登録等</u>を必要とする業務につき、当該<u>許可、指定、登録等</u>の取消し等の処分を受けたとき。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この告示は、平成24年11月30日から施行する。
- 2 この告示による改正前の情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程第6条第1項の規定により作成された名簿であってこの告示の施行の際現に効力を有するものの有効期間は、平成24年度までとする。